

## 普及・情報専門委員会の組織及び運営に関する要項

## (趣旨)

第1 この要項は、筑波研究学園都市交流協議会規約第9条第1項の規定により設置する普及・情報専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものである。

## (調査・検討事項)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査・検討する。

- (1) 筑波研究学園都市のPRの推進
- (2) 科学技術に関する普及啓発、特に青少年の科学技術離れ対策への貢献
- (3) 情報ネットワーク環境等の活用方策の調査検討
- (4) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

## (組織)

第3 委員会は、会長が指名する委員長及び委員により構成する。

2 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

なお、委員長又は委員の任期中に異動があった場合は、後任の者の任期は前任の者の残る任期とする。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長を務める。

4 委員会に副委員長を置くことができる。

5 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

## (意見の聴取)

第4 委員長は、委員会の活動に関し必要があると認められる場合には、関係者の出席を求めて意見を聴取することができる。

## (庶務)

第5 委員会の庶務は、筑協の事務局が処理するものとする。

## (補則)

第6 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

## 付 則

この要項は、平成21年12月3日から施行する。